

広島県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年二月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町油木字野田丸甲六一二七（国有林）、甲六一〇五の一・甲六一五四の一・甲六一六二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、甲一二六四の一、甲一二八九の五、甲一三五六の一、甲一三五六の三、甲一三七〇の二、甲一四三〇の三、甲一四八二、甲一五六二、甲一五八一の一、甲一五八一の二、甲一五八二、甲一五八三の二、甲六〇七四の二から甲六〇七四の九まで、甲六〇七六、甲六〇八五の一から甲六〇八五の三まで、甲六〇八八の一、甲六〇八八の二、甲六〇九〇の一、甲六〇九〇の二、甲六〇九一の一、甲六〇九一の二、甲六〇九四から甲六〇九九まで、甲六一〇一、甲六一〇三、甲六一〇四、甲六一〇五の二、甲六一〇五の三、甲六一〇六の一から甲六一〇六の三まで、甲六一〇七、甲六一一〇、甲六一一一、甲六一一二、甲六一一三の一、甲六一一四、甲六一一八の一、甲六一一八の二、甲六一一九、甲六一二〇の一、甲六一二〇の三、甲六一二二、甲六一二三の一、甲六一二四、甲六一二五の二、甲六一二五の三、甲六一二六の一、甲六一二八から甲六一三一まで、甲六一三三、甲六一三四の一、甲六一三五、甲六一三七、甲六一四一の一、甲六一四一の二、甲六一四二から甲六一四五まで、甲六一四八から甲六一五〇まで、甲六一五二の一、甲六一五二の二、甲六一五四の五から甲六一五四の七まで、甲六一五六の一、甲六一五六の三、甲六一五六の五、甲六一五八の一、甲六一五九の一から甲六一五九の三まで、甲六一六四の一、甲六一六四の四、甲六一六五の一、甲六一六七の一、甲六一六九の一、甲六二〇九の一、甲六二〇九の二、甲六二〇九の一〇、甲六二一三から甲六二一六まで、甲六二二九、甲六二三二から甲六二三四まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- （1）主伐に係る伐採種は、定めない。
- （2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町油木字野田丸甲六一八二の一、甲六一八五の一、甲六一八七

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)